

公 示 送 達 書

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、下記の書類について
公示送達します。

書類は、掛川市役所財務部市税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

令和 8 年 7 月 24 日

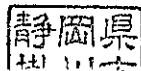
掛川市長 久保田 崇



記

送達を受けるべき者の氏名	送達する書類の名称
別紙の通り	令和 8 年度 軽自動車税 督促状

（注）地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示した日から起算して 7 日を経過したときに
書類の送達があったものとみなされます。



令和8年度 軽自動車税 督促状 公示送達	
1	丸山 駿
2	渡邊 海
3	山本 愛華
4	竹下 功司
5	木村 真一
6	小澤 瑞樹
7	菅沼 勇樹
8	株式会社 ヴィクトリア・インターナショナル
9	石原 誠
10	竹下 哲朗
11	丹野 ロブソン
12	富井 愛菜
13	任 艶光
14	諸井 信光
15	木元 庸介
16	菅井 貫一
17	MITO DA SILVA GUILHERME KIYOSHI
18	平野 弘明
19	伊藤 秀樹
20	黒川 リザ
21	鈴木 順一
22	久野 光司
23	YASUTAKE GONCALVES FABRICIO
24	中田 パトリシア
25	有限会社 赤い風車農場
26	榊田 亮
27	深津 翔多
28	森 大丈
29	小野 康暢
30	廣田 智衣
31	村大 栄子
32	小川 朋広
33	GARCIA DE MORAES MORI CESAR TULIO
34	長野 多加志
35	金城 龍也
36	波留 黄蓬
37	杉本 一平
38	田中 愛菜
39	舩谷 ベバリー
40	小澤 静香
41	PAULO ENDRIGO DOS SANTOS FERREIRA
42	KUMAZAWA GABRIEL SAKAI